

平成25年6月24日

むつ市都市計画審議会議事録  
【第42回】

開催場所 むつ市役所 大会議室 B

## 第42回むつ市都市計画審議会次第

○日 時 平成25年6月24日(月) 午後1時から

○場 所 むつ市役所 大会議室 B

1. 開 会

2. 諮 問

3. 市長挨拶

4. 議 事

(1) 議事録著名人の指名

(2) 都市計画案 審議 「むつ都市計画道路 変更 案」

5. 閉 会

## むつ市都市計画審議会【第42回】

### ○ 委員名簿（13名）

#### ・市議会の議員

|      |    |
|------|----|
| 村川壽司 | 委員 |
| 富岡修  | 委員 |
| 菊池光弘 | 委員 |

#### ・学識経験のある者

|       |    |
|-------|----|
| 立花順一  | 委員 |
| 關實    | 委員 |
| 菊池誠   | 委員 |
| 坪二三子  | 委員 |
| 樋口芳子  | 委員 |
| 和田榮子  | 委員 |
| 越後林達巳 | 委員 |

#### ・公募による市民

|       |    |
|-------|----|
| 佐々木重人 | 委員 |
| 吉崎清照  | 委員 |

#### ・その他市長が適当であると認める者

|      |    |
|------|----|
| 八木澤聡 | 委員 |
|------|----|

### ○ 欠席委員

|      |    |
|------|----|
| 村川壽司 | 委員 |
|------|----|

### ○ 事務局

|           |       |
|-----------|-------|
| 建設部長      | 鏡谷晃   |
| 建設部政策推進監  | 吉田正   |
| 都市建築課長    | 望月操   |
| 都市建築課主幹   | 飛内義雄  |
| 都市建築課主任主査 | 一戸義則  |
| 都市建築課主任主査 | 黒澤幸太郎 |
| 都市建築課主事   | 菊池洋平  |
| 都市建築課主事   | 佐藤綾   |
| 都市建築課主事   | 藤田一輝  |

司 会

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先に、人事異動により新たに審議会委員となられた方をご紹介します。

下北地域県民局地域整備部長の八木澤 聡 委員でございます。

八木澤委員

八木澤でございます。宜しくお願いします。

司 会

八木澤委員におかれましては、市の都市計画行政に対するご協力をよろしくお願いたします。

それではこれより、調査審議案件について、市長より都市計画審議会へ諮問いたします。

市長から、むつ市都市計画審議会会長へお願いたします。

市 長

むつ市都市計画審議会会長様、むつ都市計画道路の変更案について諮問します。このことについて、むつ市都市計画審議会の議を求めたく諮問いたします。「むつ都市計画道路の変更案について」

司 会

ありがとうございます。

これで、むつ市都市計画審議会への「むつ都市計画道路の変更案」にかかる諮問を終わります。

引き続きまして、ただ今から、第42回むつ市都市計画審議会を開催いたします。

市長からご挨拶を申し上げます。

市 長

一言御挨拶申し上げます。

審議会委員の皆様におかれましては、職務御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より市の都市計画行政の円滑な運営を図るための、最高意志決定機関の委員として、その重責を担って頂いており、衷心より感謝を申し上げます。

さて、本日の案件でございます、横迎町大平町線と大湊駅前線の『むつ都市計画道路の変更案』でございますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震時の国道338号バイパスの状況から、市役所本庁舎の防災機能の強化を図る必要があるものと判断したところであります。

防災機能の強化を図るためには、庁舎南側に計画されております都市計画道路『横迎町大平町線』整備の早期着手が必要不可欠となりますことから、平成23年度より整備に向けた予備設計等を実施

したところ です。

調査の結果、現在の計画道路を変更する案となり、本日、都市計画道路『横迎町大平町線』の大曲中央線から終点までの区間及び『大湊駅前線』の廃止を含めた変更案を諮問させて頂いたところであり  
ます。

本日の諮問に至るまでの経緯と詳しい内容につきましては、後ほど事務局よりご説明させますが、各路線の必要性や重要性などをご承知頂き、委員各位の御忌憚のない御意見を持って、本都市計画に関する審議を行っていただくようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

司 会

ありがとうございました、

ここで、誠に恐縮でございますが、公務のため市長が退席させていただきますことを、お許しいただきたいと存じます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員は、12名であります。

むつ市都市計画審議会条例第六条第二項により、委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、会議における、配付資料の確認をいたします。

一つ目に 次第 でございます。

二つ目に むつ都市計画道路の変更、下段に本日の会議の日時が記載されております A4 横の資料、こちらになってございます。

その他に 本日持参をお願いしておりますが、事前に送付してあります資料の『これまでの経緯』と A4 横の『平成 25 年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方』を配付いたしました。皆様、お手元のほうにございますでしょうか。

それでは、議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行います。それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

議 長  
(関会長)

皆さんこんにちは。

非常に良い天気ですけども、雨が降らなければ地も固まらないという感じでございます。

議長ということで本日の議会を進めさせていただきます。

会議の議長は、むつ市都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、会長が当たることになっておりますので、私が会議を進行させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。

それでは、案の審議に入る前に、本審議会の公開・非公開に関して、皆様のご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがすればよろしい

でしょうか。公開するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、公開することにいたします。  
傍聴者の入場の関係により、少々お待ち頂きたいと存じます。

事務局

はい会長。本日の傍聴人の申込みはございません。

議 長

傍聴人がないようでございますので、早速議事に入りたいと思います。

次第に従いまして、議事録署名者を二名選任いたします。学識経験者から立花順一様、市議会議員から富岡修様を選任してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、それでは両委員を選任いたします。よろしくお願いを申し上げます。

次に、案の審議に入ります。「むつ都市計画道路の変更案」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

都市建築課都市計画グループの黒澤といたします。よろしくお願いをいたします。

それでは始めたいと思います。

第42回むつ市都市計画審議会「むつ都市計画道路の変更」。

二つの路線がございます。横迎町大平町線そして大湊駅前線の二本でございます。

横迎町大平町線の概略を説明いたします。計画決定延長が全線で5,610mとなっております。起点をむつ尻屋崎線と国道279号むつバイパスこちらがぶつかる箇所としまして、むつ保健所を終点としております。起点から第一田名部小学校までの区間が延長748mで幅員が15mとなっております。

また、第一田名部小学校から下北文化会館の前を通り、こちら3・4・3号金曲金谷線と交差するところまで、1,806m幅員20mで整備済でございます。

また、同じ箇所こちらクロスするところから終点までの区間3,056m幅員20mの区間に至っては長期間未着手区間となっております。

ざいます。

次のページが、横迎町大平町線現況の航空写真となります。

次のページは、大平小学校付近そして終点へ向かった航空写真の状況となります。

横迎町大平町線の現況ですが、こちら①番がちょうど下北文化会館の前。道路幅員が約 20mとなっている整備済区間となっております。

そして、②番がちょうど整備済区間が終わり、長期未着手区間へと向かった方向、終点方向に向かった写真となっております。すでに、家屋等が立ち並んでいる状況がこちらの写真で分かるかと思えます。

また、③番。こちらですがちょうどこちらから終点方向に向かった写真。右手に見えますのが県営住宅中央団地。そしてこちらむつ市道路敷となっております。

また、逆に④番から起点方向に向かった写真、「うどん屋さん」ですね、こちらのほうが見えるところとなっております。

そして、横迎町大平町線の現況終点の箇所ですが、こちらが①番から起点方向に向かった写真となっております。また、②番から終点方向に向かった写真がこちらのほうとなっております。

二本目の大湊駅前線です。大湊駅前線は青森銀行大湊支店の箇所があるところを起点としまして、終点がむつ保健所の終わりの区間までとなっております。こちらは 80m幅員 12mで未着手区間とはなっておりますが、すでに現道として市道があるところがございます。

こちらが大湊駅前線現況の航空写真となります。先程の①番のちょうどこちら右手にありますのがむつ保健所となります。向かった方向が起点方向を指し示しております。そしてこちら、②番から終点方向に向かった写真でございます。

都市計画道路について若干説明をさせていただきたいと思えます。都市計画道路とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定された道路となります。そしてその都市計画決定の目的とその効果でございますが、都市計画決定により事前に道路ルートを示し、道路予定地内においては比較的容易に移転および除去できるもの以外の建築物の建築制限を行うことにより、将来の道路建設の円滑化を図るとされております。こちらが都市計画法第 5 3 条による制限といわれるものでございます。その都市計画法第 5 3 条による制限について説明させていただきたいと思えます。

こちら点線が都市計画道路の計画線とすれば、この中にあるオレ

ンジで囲まれた箇所、こちらが都市計画法第53条による制限が適用される部分となります。その制限内容についてですが、階数が2以下でかつ地階を有しないこと。そして木造等の比較的容易に除却できるものであれば許可されるとされております。

長期未着手における弊害・問題点について説明をさせていただきたいと思っております。

都市計画法第53条により建築が制限されていることから、地権者が土地を有効に利用できないといったことがあります。また、先行取得した土地が放置されることにより、街なみ景観が悪化する、例えば不法投棄にされてしまうなど、そういった弊害が生じることも考えられます。また、都市計画道路は、現状ペースで整備を進めた場合、整備完了まで相当年数がかかることから、今後も明確な事業予定がないまま建築制限を課す状態が続くこととなってまいります。

そこで今回、むつ市の都市計画道路の変更案でございます。

まず終点側の案の説明でございます。こちら3・4・6号大曲中央線、こちらは大曲方向から国道338号むつバイパスがクロスする箇所、こちらが3・4・6号大曲中央線といたしますが、終点方向に向かって全線1,995m幅員20mの区域を廃止といたします。また、それに合わせて3・4・10号大湊駅前線 約80mそして幅員12m全線を廃止するとしております。

都市計画変更にあたっての変更理由でございますが、長期未着手区間である3・4・6号大曲中央線から終点までの約1,995mの区間は、交通需要の増加が見込めないため廃止。そしてこの廃止に伴い、整備の必要性がなくなるため3・4・10号大湊駅前線の全線を廃止とする変更理由でございます。

続きまして、むつ市都市計画マスタープランについてご説明したいと思います。むつ市都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を示すものでございます。当該箇所ちょうどその路線が変わる箇所でございますが、都市計画マスタープランにおいてはむつ中央下北地域とした位置づけがされておりました、本地域の地域づくりのテーマは「新たな活力でにぎわう 下北の玄関口」としております。現在、都市計画マスタープランでは変更される箇所が、商業・行政業務エリアとされております。また、地域全体の方針でございますが、長期間未着手である都市計画道路の見直しと効率的な整備ということを都市計画に関する基本的な方針として定めてございます。これを受けまして、市役所の南側の都市計画道路の変更案でございますが、3・4・3号金曲金谷線、先程の下北文化会館前から、国の合同庁舎から上がってくる道路のクロスする箇所、こ

ちらから終点方向へ向かって土地利用を勘案し、線形を変更し都市機能の増進を図るという変更理由としております。また、終点側大平方面の路線は廃止となりますので横迎町から中央までの路線となります。また、すでに南側には3・4・4号横迎町中央線という都市計画道路もありますので、今回この変更に伴って名称を「横迎町中央2号線」に変更するといった変更理由としております。区間に関しましては当初の、黄色く塗られている箇所が今までの都市計画道路でございます。そして赤い区間になっているところが、変更後の都市計画道路の位置を示します。こちらにつきましては、約1,016mで幅員20mとした都市計画道路 横迎町中央2号線としております。

続きまして素案、原案、案についてですが、むつ市は素案説明会から開催し原案説明会そして案と順を追って進めていますが素案説明会当初から変更箇所がなく、そのまま案としています。別紙のこれまでの経緯について説明をしたいと思います。

都市計画変更手続の概要ですが、今回が表の7番になりますので、1番から7番までについて説明をしたいと思います。1番、素案説明会から始まり、2番、素案への意見募集。3番、原案説明会。4番、公述人募集。5番、公聴会。6番、案の縦覧・意見書受付。そして本日の都市計画審議会という流れで今まで進めさせていただいております。

まず1番目、3月12日素案説明会を開催しました。この時点での参加者は19名でございました。この中で市民の方で市の説明に納得できないという方が4名おられました。いずれもその4名の方は当初の都市計画道路区域内の方々でございます。そして、道路の形態が気になるという方々もいらっしゃいました。そちらは起点側の金谷ニュータウンの方々でございました。

そして2番、3月13日～26日まで素案への意見募集をいたしました。これに対する意見の提出者は4名の方でございました。こちらについては別紙「素案への意見の要旨と市の考え方」でまとめさせていただいております。これについてはまた後ほど説明をいたします。

そうしまして3番目、4月5日ですが原案説明会を実施しました。この段階で素案から変更せずに原案としております。原案説明会の参加者は3名の方でした。こちらは素案説明会に参加されずに初参加の方でした。また、参加者からの意見はございませんでした。

そして4番目、4月6日～22日まで案作成のための公聴会の公述人を募集し、そして原案縦覧を実施いたしました。この際の公述

人の申し出者はありませんでした。

5番目ですが、4月25日開催予定だった都市計画公聴会は公述人の申し出がないため開催しておりません。ですので、そのまま原案から変更せずに案にしております。

そして6番目、5月20日～6月3日まで都市計画法第17条に基づく案の縦覧と意見書の受付を実施しております。これに対しては、意見書の提出はございませんでした。また、案の閲覧者もありませんでした。

そして7番目、6月24日、本日です。むつ市都市計画審議会が開催されております。

8番目に関しましては、今後の予定となりますので説明は割愛させていただきます。

以上、別紙のこれまでの経緯について説明をいたしました。

素案への意見と市の考え方について説明をしたいと思います。本来であれば都市計画法第17条に基づいて意見が提出されれば、その意見書の要旨とむつ市の案がこの審議会の場で審議されることとなります。しかし、17条縦覧においては意見書が提出されませんでしたので、参考としまして、素案説明会開催後に素案への意見を募集し、提出されたご意見の説明をこの場でさせていただき、またそれに対する市の考え方についても説明させていただきたいと思います。これについても別紙について説明をさせていただきたいと思います。

こちらA4横の「むつ市都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方」こちらについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、意見者Aの方でございます。

意見番号1『変更素案決定まで時間が短すぎる気がします。』これに対しましては、市の考え方が「本都市計画変更については、市としてむつ警察署新庁舎や市役所本庁舎の防災機能の向上を考慮すると、新たな接続幹線道路の構築が早急に必要と考えていますので、今年度内での設計着手を踏まえ、6月下旬の都市計画決定を目指して、スケジュールを進めています。」とさせていただきました。

意見番号2でございます。『机上論だけでは市民にとって便利な道づくりにはならないと思います。どこへつながりどの程度混雑が解消されるのか今回の説明では分からない。』という意見でございます。これに対しましては「変更する都市計画道路の接続先は素案説明の中で説明しています。本素案は市役所本庁舎の防災機能の向上と、むつ市都市計画マスタープランにおける商業・行政業務エリ

アとして当該地区の都市の将来像を構築するための変更素案です。混雑の解消を目的とした道路の整備を目指してはいませんので、どのくらいの混雑が解消されるかについての揭示はできません。なお、今回の都市計画変更が決定し、その後都市計画事業へと着手し詳細設計を行った段階では、さらに都市計画変更を要する場合があります。」という説明をさせていただいております。こちらはホームページ上でしか公表しておりませんので、念のためよろしくお願い致します。

さらに意見者 A の意見番号 3 でございます。『鉄柱が都市計画道路に立てていること事体、理解できない。市側が知らなかったのはおかしい話。』という意見でございます。これに関しましては「都市計画決定の段階では、鉄柱が立地することには制限がかかりません。」という市の考え方でございます。こちらの方はですね素案説明会において、市の説明の中で鉄柱があるので路線が変わりましたという説明もしましたので、これに対しては鉄柱があること事体理解ができないという意見でございます。ただし先程、市の説明としましては都市計画マスタープランにおける位置づけ、そしてそういったことも踏まえて今回の変更案にしていますので、鉄柱に関しましては今回の変更に対しては重要な要素とはなっておりません。

また、意見者 A の意見番号 4 でございます。『今回の説明会は、素案ありきと強く感じました。疑問点に関してはしっかりと説明をし、住民が不便を感じるのであれば、手直しをしてほしい。』という意見でございます。こちらにつきましては「周辺住民からの意見については、都市計画変更案の作成のための参考としていますが、頂いたご意見については、案と共にむつ市都市計画審議会に諮問することとなります。」という考えでまとめさせていただいております。

次が意見者 B の方でございます。

意見番号 1 です。『素案説明内容では、当初計画ルートを変える理由が説明不足の感が否めない。』という意見でございます。こちらに関しましては素案説明会の説明では確かに我々市の説明が若干あやふやだったと思いましたので、今回この市の考え方という内容で再度まとめさせていただいております。その市の考え方はつぎのとおりとなります。「都市計画道路は都市の骨格をなすものであり、土地利用の誘導といった市街地形成機能を持ち合わせています。都市計画道路の位置が変更する当該箇所は、むつ市都市計画マスタープランにおいて、商業・行政業務エリアとして位置づけられており、昨年 11 月 22 日に第一種低層住居専用地域であった箇

所が、第二種住居地域へと変更となったばかりです。このようなことから、市役所南側におけるこれからの市街地形成を考慮した時、広大な未利用地のおおむねの中間の位置に都市計画道路を配置することにより、これからの開発行為にあたって、街区における骨格道路とした位置づけになると考えています。また、国道338号むつバイパスと3・4・6号大曲中央線の交差点からの交差点間距離をできるだけ長く確保することにより交通の円滑化を図りたいと考えているためであり、また、旭町方面に向かう市道と3・4・6号大曲中央線、および横迎町中央2号線との交差点改良も検討しており、東北電力の変電所との位置関係から、変更後の位置とし、さらに、むつ市都市計画マスタープランにおいては長期間未着手である都市計画道路の見直しと効率的な整備をすることとされていることも併せて考慮し、素案としています。」という説明でまとめさせていただきます。

続きまして、意見番号2です。『基本設計に役立てる予備調査を実施していると思うが、実施設計、詳細設計に反映すべく現地調査、地盤の状況や費用対効果などを整理してルートの実現性を説明してほしい。』という意見でございます。これに関しましては「都市計画事業とせずに単に道路事業とするのであれば、各調査によりルートを決定することになると考えております。本路線は都市計画道路であり、変更理由は上記のB-1に対する市の考え方が変更理由となります。」

意見番号3でございます。『ルート選定作業に関して、送電線の鉄塔が支障となり迂回せざるをえないという話を素案説明会で市がしています。支障移転経費は1億円以上かかるということ。予算ありきで行くとすれば費用対策効果を中心に据える、ルートを曲げたくないという思いが先行するとすれば、当初案は断行すべきだろう。市としては予算確保に何か課題を抱えているのか市の考えを伺いたい。』という意見でございます。これにつきましては「未利用地のおおむねの中間位置に都市計画道路を設定し、3・4・6号大曲中央線への終点へ向かう際に、既存都市計画道路からの変化点を考慮した時、鉄塔は都市計画道路変更素案作成においてポイントになりました。予算確保については、素案に関する意見ではないため、説明は割愛します。」

意見番号4でございます。『起点側の交差点について、交差点内の流れは検討されると考えますが、車両の進路変更に係わる規制表示や安全地帯を設置してほしい。また、金谷ニュータウンへの出入口が交差点内に近くなることから、予告信号機の設置を検討したらどうかと意見したい。』という意見でございます。これに対しまし

ては「警察と協議し、交差点設計をすることとなります。」信号規制関係に関しましては、警察と協議を進めさせていただきたいと思っております。

意見番号5でございます。『終点側の交差点に信号機を設置すると車が並ぶため、円滑な交通誘導に効果的か疑問が湧く。歩道幅を少し縮小した交通誘導車線の検討をするよう意見したい。』という意見でございます。市の考え方でございますが「警察、下北地域県民局地域整備部と協議し、交差点設計をすることとなります。」ということでまとめさせていただいております。

続きまして意見番号6です。『市役所本庁舎は行政と防災拠点であるから、本庁舎に連絡する道路網構想を示すべき。』という意見でございます。これにつきましては「市役所本庁舎の防災機能の向上のために都市計画道路の整備を目指していますので、もちろん本庁舎と連絡する道路の整備を併せて進めていくこととしています。」という考え方としてまとめさせていただいております。

続きまして意見番号7です。『都市計画道路の建設に伴って、用途地域の第二種住居地域からさらなる格上げをする動きがあるのか確認したい。』という意見でございます。これにつきましては「素案に関する意見ではないので、説明は割愛いたします。」

意見番号8でございます。『横迎町大平町線の廃止区間において、国道338号線と国道338号線むつバイパスを連絡する道路構想を期待したい。』という意見でございます。こちら意見者の資料の中では終点側の太平町方面の道路に関しての意見でございましたので素案に関する意見ではないと考え、説明は割愛しております。

意見番号9でございます。『市役所本庁舎とむつ警察署新庁舎の出入り口の混雑が想定されるので、現在封鎖されている国道338号むつバイパス側の市役所側からの出入り口ゲートを開放したらどうか』という意見でございます。こちらにつきましても「素案に関する意見ではないので、説明は割愛させていただいております。」

意見番号10でございます。『災害時の市職員の身の安全を確保するために、職員駐車スペースに、避難場所として3階建ての建物を建てたらどうか、市の考えを伺いたい。』という意見でございます。こちらに関しても素案に関する意見ではないので、説明は割愛させていただいております。

意見番号11でございます。『都市計画道路の完成後には人口の増加が考えられる。むつ市の都市計画マスタープランでのむつ中央下北地域として、沿線の自治会と対話は企画するのかを確認したい。』という意見でございます。こちらについても「素案に関する

意見ではないので、説明は割愛させていただいております。」

続きまして12番、『現況のルートでは水道や下水道以外のライフライン事業者に対しては、占用の許可はしていないようだ。新たなルートが通れば住宅や商店などの建設ラッシュになることは明白。モデルロードにするのであれば地下埋設による占用を選択したい。市の考えを伺いたい。』という意見でございます。こちらに關しましては「電線地中化によるモデルロードとしての整備は考えてございません。」という市の考えでございます。

意見番号13でございます。『街路樹により交通標識が良く見えないので、街路樹はどうしても必要か、また、道路照明灯と交通標識を一体化してはどうか』という意見でございます。これにつきましては「むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例により、本都市計画道路には植樹帯が設けられることとなります。また都市計画道路の性質上、都市の景観を形成する機能、延焼対策、車道から周辺環境への配慮としての役割があるため、街路樹を設置していくこととしています。交通標識の取り扱いについては、警察との協議が必要となります。」ということとまとめさせていただきます。

意見番号14でございます。『山側からの風の吹き下ろしのため、雪の吹き溜まりができると考えられるので、防雪柵を設置したらどうか。』という意見でございます。「市街地における都市計画道路沿道での土地利用にあたって、支障物件になると考えられる防雪柵の設置は考えていません。」とさせていただきます。

続きまして、意見番号15です。『冬期間の除雪を考慮すると、歩道と車道は段差を設けずに、ラインを引くだけで構わないような考えを持っている。』という意見でございます。これにつきましては「歩行者のための安全な歩行空間の確保をするため、当該規模の道路整備においては、歩道整備により歩車道分離は当然行います。」とさせていただきます。

意見番号16でございます。『融雪溝の導入を検討できないか』という意見でございます。「横迎町中央2号線の計画幅員は20mです。都市計画道路幅員を構成する路肩幅員、歩道幅員の規模から、冬季における除雪の堆雪幅としての役割をなすと考えています。そのため、融雪溝の導入は考えていません。」という市の考え方でございます。

続きまして17番『雨水排水対策として、田名部川への暗きょ水路や雨水管路の設置をしてほしい。』という意見でございます。「都市計画道路整備に伴う雨水排水対策は事業の中で検討していくこととなります。」とまとめさせていただきます。

変わりました意見者 C でございます。

意見者 C の意見番号 1 でございます。『住民には、都市計画道路を考慮し、人生設計を行っている者もいます。県内で都市計画道路の変更をおこなった事例を教えてください。』という意見でございます。「閲覧図書には、市の都市計画道路の変更の計画決定経緯が添付されていますが、事例の掲示については、変更に関する意見ではないので、説明は割愛させていただいております。」

続きまして、意見番号 2 でございます。『位置の変更については、市の説明内容では、変更しなければならない客観的な理由に基づくものでなく、住民として到底理解納得できる説明でない。私以外の多くの主席者も同様の意見であった。原案説明会の前までに住民が納得できる説明を行って下さい。』という意見でございます。市の変更理由につきましては「意見者 B 意見番号 1 に対する市の考えが変更理由となります。なお、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧と案への意見書を提出する機会がこれからのスケジュールでは予定されています。この意見書の意見の要旨と市の案がむつ市都市計画審議会で審議されることとなります。」とさせていただいております。

続きまして意見番号 3 でございます。『3・4・6 号大曲中央線と旭町への市道が接続する箇所における交通事故が多く危ない地点については、数年後の計画道路に合わせて改善すると説明していましたが、すぐに対策をとらなければならないと思います。特に通学道路でもあると認識しているとか。これだけ安全が叫ばれている現在、特に子供に関すること、早急に対応すべきと思う。』という意見でございます。これにつきましては「ご意見のとおり、市としても交差点の改善は必要と考えていますので、横迎町中央 2 号線の都市計画事業に速やかに着手し改善を目指したいと考えています。」という市の考え方でございます。

続きまして意見番号 4 でございます。『中央町の交差点とアスティ側の交差点の混雑具合を考慮し、中央町交差点側に接続位置を変更する理由については、道路完成後、アスティ側に向う車両が明らかに多くなるのなら、中央町交差点側に近くする（変更素案）というものが理解できる。しかし、混雑状況を客観的に説明してもらえず納得できない。再度、客観的な数字をもとに説明して下さい。』という意見でございます。今回の市の変更案の理由としましては「意見者 B 意見番号 1 に対するものが変更理由となります。本路線の整備目的は、市役所本庁舎の防災機能の向上のための新たな接続幹線の構築であり、また都市計画マスタープランにおける都市の

将来像の達成のためです。そもそも交通混雑の解消を目的とする客観的な混雑状況に関する数値について持ち合わせておりません。」という市の考え方でございます。

続きまして意見番号5でございます。『東北電力の高圧鉄塔の件もむつ市の説明では納得できない。法律違反？届出を忘れていた東北電力の責任？青森県の責任？まさか、むつ市の責任になるのですか？』という意見でございます。これにつきましては「鉄柱（高圧鉄塔）でございますが鉄柱は工作物であり、都市計画法第53条に基づく許可は不要となります。また、鉄柱建設においては景観条例に基づく届出とされており、景観に配慮するための条例であり、立地制限を課すためとなっておりません。また当時の景観条例は景観法によらない条例であるため、罰則規定は設けられていません。本素案において鉄柱は支障物件となっておりません。」ということで市の考え方としてまとめさせていただいております。

続きまして最後の意見者Dの方です。

意見番号1でございます。『市役所の防災出入り口の補完と分散や、朝夕通勤時の渋滞緩和、周辺の将来土地利用への対応として、市役所東側に、国道338号むつバイパスと横迎町中央2号線を結ぶ補助幹線道路を追加してみても如何か。なお、信号機の設置はせず右折レーンの確保は必要と考えますが中央交差点を含めてシミュレーションされては如何か』という意見でございます。これにつきましては「横迎町中央2号線と市役所本庁舎駐車場を結ぶ連絡道路の整備は検討中です、都市計画変更が決定後、速やかに都市計画事業に着手し、併せて連絡道路の整備を進めることとしています。なお、横迎町中央2号線と国道338号むつバイパスを結ぶ補助幹線道路については、今後の都市基盤づくりの中で必要に応じて検討されていくものと考えています。」ということでまとめさせていただいております。

以上が素案への意見と市の考え方でございます。

以上、事務局からの案の説明と素案への意見の説明ということで終わらせていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。それでは何か委員の皆様からご意見があれば伺いたいと思います。ご意見はございませんか。

佐々木委員

はい。

まずは別紙、これまでの経緯について。この中から大枠で2つ、考え2つくらい聞いてみたいと思います。

都市計画を決定するのは誰かというフレーズがあるんですが、これは当然市が定めるのが原則となっております。それで市は原案を作成する前にですね必ず素案、いわゆる叩き台を策定する段階があるわけですが、意見案募集場面ではですね、市民参画ができるようになっているんです。それで、市が主催する説明会で参加者から当然ですね、多種多様の考え方、意見や要望が出てくるわけで、市は集約するのに苦労するであろうと思います。また要求型の意見が大勢を占めるとですね、参加者の感情は高まる一方です。さらに、説明会の雰囲気が変わってしまうことになるんです。

市は素案を策定して市民にお示しするわけですが、集約の段階で意見を吸い上げたとしても、いわゆる市の考え方にそぐわないものが出てくるのが必然と考えております。少し要因として考えてみたんですが、都市計画に関する基本的な方針に整合しないからか、それとも言われてもただ使えないから排除するのか、ということはどうしても頭の中で考えてしまうんですが、市はどのように思ってるか聞いてみたいです。

議長

では事務局どうぞ。

事務局

まちづくり手法においては様々な意見をいただきながら、どういった形で市にとって良いまちが出来るかといったことを考えていくことは非常に重要なことだと思います。ただ、今回の都市計画道路については整備の施工主がむつ市になります。ですので、我々むつ市が考えた都市計画変更案というものは変更案として存在しますし、逆に意見のない意見といったものもあると思います。ですので、今回反対とされる方は反対でしょうし、もし何もなければ意見の提出といったものはないというふうに考えております。ですので、今回は確かに納得されない方は納得されない方としていらっしゃるでしょうし、われわれ市の考え方としては市の考え方。この2つが、この都市計画審議会で審議されていただければと思っておりますので、今回の都市計画道路については市が施工主ですので、我々市の考え方としての都市計画変更案でございます。ですので、様々なパターンにおいてはもちろん、市民との協働、市民と連携するものがあれば一緒に協議しながら突き進めていくのが都市計画といった部門でもありますので、それについては今後もきちっとやっていきたいと思っております。今回は、市が施工主の都市計画道路でございますので確かに意見が合わない場面もありましたが、今回はこの「むつ市都市計画案」市の案とこの素案に対する意見とい

うところで、ちょっとは合致していないところはあると思います。ただし、もしこれ以上にどうしても納得されないというのであれば、もちろん都市計画16条に基づく公聴会において公述人の申し出をされても構いませんし、さらにその後の都市計画法第17条に基づく意見書の提出といった機会もありましたが、今回素案説明会で反対されている方はこの素案説明会に対しての意見しかございません。そういったことも踏まえて、この都市計画審議会でもつ市の都市計画案が妥当かどうかといったところを審議していただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐々木委員

それでは考え2つ。まず1番目ですね。

参加者人数が少ないんですけども、中央地区の町内会自治会にですね、誰か出てくれという正式依頼の案内は出していないのかという確認をしたいです。法定手続の説明会であることから、市は出席者人数を多くする手立てしないことを原則としているのかということ。市としては直接請求できる機会なのだが、参加しない理由は市はなぜ検討しないのかということを知りたいんですよ。このへんの説明をお願いします。

事務局

中央地区に参加要請を出したかどうかということなのですが、それについては出しておりません。また、参加しない理由を突き詰めたことがあるのかどうかという意見でございますが、都市計画の変更手続においてもっとも興味のある方々にとっては、どんなことであろうと色々なホームページや新聞そして市政だより等、色々な情報源からこの変更理由に対して様々な状況で意見の提出といったものが出てきます。ですので、決して参加しない人たちが少ないということではなく、やはり都市計画の内容によっては非常に興味のある問題、興味のない問題というものに二分化されていると思いますので、今回、興味のある方ということでおそらくその中央・金谷、中央地区の団地に住まれている方が、最初の素案説明会で参加され、また道路形態が気になるということで金谷ニュータウンの方が参加されたと思います。その中で説明を市で行い、その後公述人の申込み、都市計画法第17条に基づく意見の提出の際には、参加されなかったというだけにすぎないと思います。

佐々木委員

それでは2つ目。

従前の例とか姿とかいう文言があるんです。いわゆる従前の例というのは法律用語だそうですけども。

計画という目的を全く持たないありのままの現況の風景。いわゆる何処にも人が立っていないということを言っているわけですが、要するに、道路になる前は土地であるわけですよね。従って道路を構築するために土地買収はあるものとして受け止めなければならない。従って、田んぼや畑の耕作者からの意見が今回は全く出ていないわけなんです、なぜ出なかったのかと。少し問題意識を持っているんですよ。当該地とはですね農業振興地区ではなく、商業・行政業務地区であるわけですが畑や山林もちゃんと存在しているわけですよね。まったくなかったのか再度確認したいです。

事務局

参加されなかった人がなぜ参加されなかったのかということについてですが。

それは、参加される方の主観的な考えだと思いますので我々の方では分かりかねます。

吉崎委員

今の市の進め方は僕自身は妥当な線だと思います。民主主義というものは、やはり意見は確かにありますよ。市の方に重大な落ち度があるんだったら話は別ですが、私が聞いている限りでは市の進め方でいった方が妥当な線だと思います。色んな意見がありますがそれだとこの都市計画は進まないです。だから私自身は市の進め方が妥当だと思っております。

(同感の声あり)

議 長

ご意見でした。あと何かございませんか。

(意見なし)

議 長

ありませんということでございます。よろしいですか。

以上であります、むつ都市計画道路の変更案のとおり同意することについて委員の皆さんの異議ございませんか。

(異議無しの声あり)

議 長

異議無しということで案について同意することで答申することに決定いたします。

なお、これについての文書の内容および日程については議長に一任させていただきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声あり)

議 長

異議無しということでございます。  
それでは本日予定していただいた議事が全て終了いたしました。  
以上をもって議事を終了させていただきます。本日はご協力ありがとうございました。

司 会

委員の皆様、本日のご審議誠にありがとうございました。  
なお、ご答申いただきますむつ都市計画道路の変更案につきましては、審議会より市長へ答申後、青森県知事へ協議したうえで、告示決定となりますのでご承知くださいますようお願い申し上げます。  
以上を持ちまして第 42 回むつ市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。